

記入例

省エネ改修住宅固定資産税減額申告書

〇〇年 〇月 〇日

国見町長 様

申請者

住 所 国見町大字藤田字一丁田二 1 番 7

くにみ

ふりがな

氏 名 国見 ももたん

個人番号 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

電話番号 024-585-2778

国見町税条例附則第 10 条の 3 及び地方税法附則第 15 条の 9 第 9 項の規定により下記の通り申告します。

所在地	国見町大字藤田字一丁田二 1 番 7					
所有者	国見 ももたん					
種 類	専用住宅	構造	木造	床面積	一棟 120 m ²	居住部分 120 m ²
建築年月日	〇〇年 〇月 〇日			登記年月日	〇〇年 〇月 〇日	
改修工事 の内容	1. ■窓の改修工事（必須） 2. ☒ 天井の断熱工事 3. ☐ 床の断熱工事 4. ☐ 壁の断熱工事 5. ☐ 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの装置に係る工事					
改修完了日	〇〇年 〇月 〇日					
省エネ改修工事に 要した費用	2,000,000 円			内補助金 の金額	300,000 円	
改修工事が完了した 日から 3 カ月以内に 申告書を提出できな かった理由						

添付書類

- ☐ 納税義務者の住民票の写し（減額申告書に個人番号を記入いただいた場合は不要）
- ☐ 増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人によるもの）
- ☐ 補助金の交付決定を受けたことを確認することができる書類（※該当者のみ）
- ☐ 長期優良住宅の写し（※該当者のみ）

【特例の概要】

令和 13 年 3 月 31 日までに一定の熱損失防止改修工事（省エネ工事）が行われ、かつ改修が完了した日から 3 ヶ月以内に国見町役場税務課に申告したものに限り、工事が完了した翌年度の固定資産税の 3 分の 1 を減額するものです。

（改修工事により、長期優良住宅に該当することとなった場合は 3 分の 2）

【減額の対象となる家屋要件】

- ・平成 26 年 4 月 1 日以前から存在する住宅であること。
- ・省エネ改修後の家屋の床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下であること。
- ・店舗兼住宅の場合、居住部分の床面積の割合が 2 分の 1 以上であること。

※貸家住宅は対象となりません。

【改修工事の要件】

- 1.窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など）・・・必須
- 2.天井の断熱工事
- 3.床の断熱工事
- 4.壁の断熱工事
5. 太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの装置に係る工事

上記 1 と 2～4 に係る工事の費用が 60 万円を超えていること。又は 1 と 2～4 に係る工事の費用が 50 万円を超えていて、5 の工事費と併せて 60 万円を超えていること。（補助金は除く。）

※経済産業・国土交通省の告示で定める省エネ基準に適合すること。